



# 市議会だより

発行 川越市議会 編集 川越市議会事務局 電話 049-224-8811 (内線3621・3622)

平成18年  
3月  
定例会から

## 平成十八年度当初予算 などを可決

### 霞ヶ関駅自由通路条例などを可決

平成十八年川越市議会第一回定例会は、二月二十七日開会され、会期は二十六日間、継続審査案件を含め六十二件の案件を審議し、三月二十四日閉会いたしました。



整備の進む霞ヶ関駅北口

## 条例

川越市職員定員条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

事務の増加に対応するため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、議会の事務部局の職員定数について、一人増員して十五人としたものです。

川越市国民保護対策本部及

び川越市緊急対処事態対策本部条例を定めることについて

原案可決

川越市国民保護協議会条例を定めることについて

原案可決

災害派遣手当の額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)の制定に伴い、条例の制定及び一部を改正したものです。

主な内容は、次のとおりです。

川越市国民保護対策本部及び

川越市緊急対処事態対策本部条例については、各対策本部の組織、会議、部及び現地対策本部等について定めたものです。

川越市国民保護協議会条例に

ついては、同協議会の組織、会長の職務代理、会議及び庶務等について定めたものです。

災害派遣手当の額に関する条例については、武力攻撃災害等派遣手当に係る規定を加えるとともに、題名を川越市災害派遣手当等の額に関する条例に改めたものです。

川越市土地開発基金条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設置された土地開発基金について、弾力的な運用を図ることにより、財政の硬直化の防止に資するため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、基金の一部を処分することができる旨の規定を加えるとともに、規定の整備をしたものです。

川越市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例を定めることについて

原案可決

川越市中心身障害児母子通園施設条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

障害者自立支援法の平成十八年四月一日施行等に伴い、条例の制定及び一部を改正したものと

です。

主な内容は、次のとおりです。  
川越市介護給付費等支給審査

会の委員の定数等を定める条例  
については、障害者自立支援法  
第十五条の規定により、介護給  
付費等の支給に関する審査会を  
設置し、委員の定数を二十人以  
内に定めるとともに、その名称

を川越市介護給付費等支給審査  
会としたものです。なお、附則  
において特別職の職員で非常勤  
の者の報酬及び費用弁償に関す  
る条例を一部改正し、介護給付  
費等支給審査会の委員の報酬を  
月額一万六千円としたものです。

川越市中心障害児母子通園施設  
条例については、児童福祉法  
の居宅生活支援費が障害者自立  
支援法の介護給付費に移行する  
ため、川越市中心障害児母子通  
園施設（川越市立ひかり児童園）  
の使用料に係る規定の整備をし  
たものです。

川越市重度心身障害者医療費  
支給に関する条例については、  
本市が支援費の支給等をしてい  
る本市の区域外の施設に入所等  
をしている者のうち、医療費助  
成金に相当する給付の支給を受  
けていない者を新たに加えるこ  
ととし、他の市町村が支援費の  
支給等をしている本市の区域内  
の施設に入所等をしている者の  
うち、医療費助成金に相当する  
給付の支給を受けている者を除  
くこととしたものです。併せて、  
規定の整備をしたものです。

**川越市衛生関係事務手数料  
条例の一部を改正する条例を  
定めることについて**

原案可決

動物の愛護及び管理に関する  
法律の一部改正等に伴い、本条  
例の一部を改正したものです。

改正の内容は、動物取扱業の  
登録申請手数料等の新たな手数  
料の設定及び手数料の額等の改  
正並びに臨床検査技師、衛生検  
査技師等に関する法律の名称が  
臨床検査技師等に関する法律に  
改められること等に伴う規定の  
整備をしたものです。

**川越市霞ヶ関駅自由通路条  
例を定めることについて**

原案可決

川越市道路附属物自動車駐  
車場条例を定めることについ  
て

霞ヶ関駅北口整備事業に伴い、  
条例を制定したものです。  
主な内容は、次のとおりです。

川越市霞ヶ関駅自由通路条例  
については、霞ヶ関駅の利用者  
等の利便性の向上を図り、同駅  
の南北をつなぐ自由通路を設置  
するため、当該自由通路の名称  
及び位置、行為の禁止、利用の  
禁止又は制限、損害賠償その他  
の事項を定めたものです。

川越市道路附属物自動車駐車  
場条例については、駅前広場の  
交通の円滑化と駅利用者等の利  
便性の向上を図るため設置する  
自動車駐車場の名称及び位置、  
駐車できる自動車、駐車期間、  
駐車料金の額、損害賠償その他  
駐車場の管理に關し必要な事項  
を定めたものです。

**川越市開発許可等の基準に  
關する条例を定めることにつ  
いて**

原案可決

都市計画法の規定に基づく市  
街化調整区域における開発許可  
等の基準を定めるため、本条例  
を制定したものです。

主な内容は、都市計画法の規  
定に基づき、市街化調整区域に  
おける開発許可等の基準に關し  
必要な事項として、これまで運  
用してきた開発許可の基準等に  
加え、新たに最低敷地面積、開  
発を許可する区域の指定、環境  
の保全上支障があると認められ  
る予定建築物の用途について定  
めたものです。

**川越市一般職の職員の給与  
に関する条例等の一部を改正  
する条例を定めることについ  
て**

原案可決

地方自治法の一部改正に伴い、  
關係する九件の条例の一部を一  
括して改正したものです。

改正の内容は、普通地方公共  
団体の職員に対し支給すること  
ができる手当の種類を定めてい  
る地方自治法第二百四十二条第  
一項の改正に伴い、職員に支給し  
ていた「調整手当」を廃止し、新  
たに「地域手当」を支給するこ  
ととしたものです。

川越市一般職の職員の給与  
に関する条例及び川越市企業  
職員の給与の種類及び基準に  
關する条例の一部を改正する  
ことについて

原案可決

川越市保健所条例及び川越  
市立診療所条例の一部を改正  
する条例を定めることについ  
て

改正の内容は、各年度におけ  
る保険料率に関する第一号被保  
険者の区分ごとの保険料率を定  
めたものです。

**川越市介護保険条例の一部  
を改正する条例を定めること  
について**

原案可決

平成十八年度から平成二十年  
度までの保険料率を定める等  
のため、本条例の一部を改正し  
たものです。

改正の内容は、通勤距離が片  
道2km以上のもので、交通機関  
等を利用せず、又は交通用具を  
使用しないもの及び、通勤距離  
が片道2km未満のものに係る通  
勤手当を廃止したものです。

**川越市保健所条例及び川越  
市立診療所条例の一部を改正  
する条例を定めることについ  
て**

原案可決

平成十八年厚生労働省告示第  
九十二号をもって診療報酬の算  
定方法が制定されたことに伴い、  
關係する二件の条例の一部を一  
括して改正したものです。

改正の内容は、川越市保健所  
条例の手数料の額に係る規定及  
び川越市立診療所条例の使用料  
の額に係る規定を整備したも  
の  
です。

**包括外部  
監査契約**

包括外部監査契約について  
原案可決

当該契約の締結に当たり、あ  
らかじめ監査委員の意見を聴く  
とともに、議会の議決を経なけ  
ればならないとされていること  
から、包括外部監査契約に係る  
契約の目的、契約の始期、契約  
の金額及び相手方を定めること  
について、議会の議決を求めた  
ものです。

なお、契約の始期、金額及び  
相手方は次のとおりです。

- 一、契約の始期  
平成十八年四月一日
- 二、契約の金額  
一千六百万円を上限とす  
る額
- 三、契約の相手方  
和光市新倉一丁目  
十一番九十号  
和田正夫  
(公認会計士)

**議 事 の  
あ ら ま し**

第一日（二月二十七日）会  
期を二十六日間と決定。継続  
審査となっていた案件につい  
て、各委員長より報告が行わ  
れ、審議の結果、請願二件の  
うち一件を不採択、一件は請  
願者からの取下げ願を了承す  
ることに決定。地域振興ふれ  
あい拠点施設建設にかかわる  
諸問題については、さらに継  
続審査と決定。また、平成十  
六年度決算十三件をそれぞれ  
認定。次に提出案三十七件に  
ついて提案理由の説明を実施  
第二日（二月二十八日）本  
会議休会。

第三日（三月一日）提出案  
に対する質疑を実施した後、  
關係委員会にその審査を付託  
第四日（三月二日）提出案  
に対する質疑を実施した後、  
關係委員会にその審査を付託  
第五日（三月三日）提出案  
に対する質疑を実施した後、



# 平成18年度当初予算

## 一般会計・特別会計(12会計)の総額は 1,675億8,858万円余に

今定例会には、平成18年度一般会計予算など当初予算13件が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。今年度の当初予算は昨年度と比べ、一般会計で0.4% (3億1千万円) の増、特別会計12会計の合計で2.6% (21億407万3千円) の減、全体の予算では1.1% (17億9,407万3千円) の減となっています。

平成18年度一般会計予算の総額は876億3千万円、特別会計12会計の予算額は合計で799億5,858万6千円で、各会計別の予算額は次の表のとおりです。

(表1) 平成18年度会計別予算額

(印は減)

会 計 別	平成18年度当初	平成17年度当初	増 減 額	増 減 率	
一 般 会 計 (イ)	千円 87,630,000	千円 87,320,000	千円 310,000	% 0.4	
特 別 会 計	国民健康保険事業	26,848,400	26,406,800	441,600	1.7
	老人保健医療	20,379,535	20,460,379	80,844	0.4
	休日急患・小児夜間 診 療 事 業	390,000	63,310	63,310	皆減
	介 護 保 険	10,356,000	10,029,600	326,400	3.3
	母子寡婦福祉資金貸付	87,200	96,450	9,250	9.6
	競 輪	3,051,000	3,069,000	18,000	0.6
	公共地下駐車場	229,600	240,700	11,100	4.6
	交通災害共済	65,276	68,500	3,224	4.7
	農業集落排水	92,100	188,900	96,800	51.2
	西口土地区画整理	191,500	372,600	181,100	48.6
	水 道	9,616,949	9,907,370	290,421	2.9
	公共下水道	8,651,026	11,159,050	2,508,024	22.5
	特別会計・小計(口)	79,958,586	82,062,659	2,104,073	2.6
	総 計 (イ) + (口)	167,588,586	169,382,659	1,794,073	1.1

関係委員会にその審査を付託  
第六日(三月四日)及び第七日(三月五日) 本会議休会  
第八日(三月六日) 本会議休会、議会運営委員会開催  
第九日(三月七日) 通告順により一般質問を実施  
第十日(三月八日) 通告順により一般質問を実施  
第十一日(三月九日) から第十四日(三月十二日) まで本会議休会  
第十五日(三月十三日) 通告順により一般質問を実施  
第十六日(三月十四日) 通告順により一般質問を実施  
第十七日(三月十五日) 本会議休会  
第十八日(三月十六日) 通告順により一般質問を実施  
次に追加提出された議案三件について、提案理由の説明、質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託  
第十九日(三月十七日) 本会議休会、四常任委員会開催  
第二十日(三月十八日) 及び第二十一日(三月十九日) 本会議休会  
第二十二日(三月二十日) 本会議休会、厚生常任委員会開催  
第二十三日(三月二十一日) 及び第二十四日(三月二十二日) 本会議休会  
第二十五日(三月二十三日) 本会議休会、厚生常任委員会開催

(表2) 平成18年度一般会計予算の財源内訳

区 分		当初予算額 (千円)	構 成 比 (%)
自主財源	市 税	49,090,036	56.0
	分担金及び負担金	821,502	0.9
	使用料及び手数料	1,690,640	1.9
	財 産 収 入	847,561	1.0
	寄 附 金	1,600	0.0
	繰 入 金	3,155,500	3.6
	繰 越 金	2,300,000	2.6
	諸 収 入	4,235,741	4.8
	小 計	62,142,580	70.9
依存財源	地 方 譲 与 税	3,322,092	3.8
	利 子 割 交 付 金	153,000	0.2
	配 当 割 交 付 金	51,171	0.1
	株式等譲渡所得割交付金	191,492	0.2
	ゴルフ場利用税交付金	90,000	0.1
	地方消費税交付金	3,135,137	3.6
	自動車取得税交付金	760,000	0.9
	地方特例交付金	1,456,400	1.7
	地方交付税	400,000	0.5
	交通安全対策特別交付金	62,000	0.1
	国 庫 支 出 金	7,636,710	8.7
	県 支 出 金	2,500,818	2.8
	市 債	5,728,600	6.5
	小 計	25,487,420	29.1
一 般 会 計 歳 入 合 計		87,630,000	100.0

市民一人あたり額 (一般会計)

歳 入		歳 出	
市 税	第1位	民 生 費	第1位
147,528円		84,281円	
国庫支出金	第2位	教 育 費	第2位
22,950円		38,286円	
市 債	第3位	衛 生 費	第3位
17,216円		35,244円	
諸 収 入	第4位	総 務 費	第4位
12,729円		29,044円	
地方譲与税	第5位	公 債 費	第5位
9,984円		24,733円	
繰 入 金	第6位	土 木 費	第6位
9,483円		23,104円	
地方消費税交付金	第7位	消 防 費	第7位
9,422円		11,594円	
そ の 他		そ の 他	
34,038円		17,064円	
合 計		263,350円	

自主財源：地方公共団体(県や市町村)が自ら収入源を見積み賦課し徴収する等により、自分の手で確保することができる収入(財源)のことです。

依存財源：国あるいは都道府県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入(財源)のことです。



歴史的地区環境整備街路



伊佐沼農産物直売所

第二十六日(三月二十四日)  
最終日。各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告が行われ、審議の結果、議案四十件を原案可決。次に追加提出された議案一件を原案可決。同じく追加提出された同意一件、意見三件をそれぞれ同意。続いて農業委員会委員の推薦を行った後、地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会委員の選任を行い閉会。

(表3) 平成18年度一般会計予算の歳出内訳と主な事業

区 分	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	主 な 事 業
議 会 費	668,512	0.8	
総 務 費	9,664,557	11.0	市民参加に関する条例制定 「集中改革プラン」推進 国際交流センター運営管理 地域振興ふれあい拠点施設整備 「川越ナンバー」関連事業 電子市役所の推進 人権推進 防犯のまちづくり推進 地域ふれあいセンター建設推進 男女共同参画推進 市街地交通円滑化方策・公共交通機関利用促進策検討 市内循環バス改善 放置自転車対策・交通安全対策推進
民 生 費	28,044,471	32.0	地域福祉計画推進 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進 障害福祉計画策定 地域子育て支援センター事業・一時的保育事業拡充 青少年健全育成推進
衛 生 費	11,727,468	13.4	健康増進事業 健康診査 健康教育・健康相談 母子保健充実 精神保健福祉対策推進 感染症予防対策充実 食品・環境衛生指導 環境基本計画見直し 環境保全活動推進 節電推進 市域地球温暖化対策推進 住宅用太陽光発電システム設置補助 屋上緑化・壁面緑化推進 アスベスト対策 産業廃棄物不法投棄監視 集団回収 焼却灰等再資源化事業 ごみ処理施設適正維持管理 「ポイ捨て禁止条例」制定 新清掃センター建設
労 働 費	407,155	0.5	若年者就職面接会 資格取得講座 就労支援事業
農 林 水 産 業 費	1,178,906	1.3	農業生産基盤整備 後継者育成・確保・経営支援 主穀作振興 地産地消推進
商 工 費	2,519,923	2.9	中小企業事業資金融資 企業連携コーディネート事業 産学交流促進 商店街振興対策推進 工業団地拡張整備推進 観光客誘客推進 地域再生事業等観光振興 郊外型駐車場整備推進 新河岸川観光舟運事業 川越まつりPR推進 鏡山酒造跡地活用
土 木 費	7,687,978	8.8	幹線道路整備 生活道路整備 橋りょう整備 都市計画街路整備 歴史的地区環境整備街路整備 ゆずりあい道路整備 都市景観形成地域指定 霞ヶ関駅北口整備事業 本川越駅周辺地区整備事業 中央通り地区整備事業 (仮称)鯨井公園等公園整備
消 防 費	3,857,976	4.4	防災施設整備充実 自主防災組織結成促進 地域防災計画見直し
教 育 費	12,739,606	14.5	月越小学校改築 小中学校施設整備 学童保育室施設改善 旧霞ヶ関北小学校解体 生涯学習基本構想・基本計画推進 (仮称)高階地区公共施設整備 少人数学級編制推進 スクールランチ作戦 中学生社会体験事業 子ども・学校・きらめき体験事業 すくすく子どもサポーター配置事業 英語指導助手派遣
災 害 復 旧 費	2,000	0.0	
公 債 費	8,230,031	9.4	
諸 支 出 金	781,417	0.9	
予 備 費	120,000	0.1	
一般会計歳出合計	87,630,000	100.0	

# 補正予算 九件を可決

今定例会には、一般会計補正予算一件、特別会計補正予算八件が提案され、原案どおり可決されました。

これにより、平成十七年度本市予算の総額は、一般会計八百七十四億六千九百四十八万八千円、特別会計八百二十二億二千五百五十四万五千円、合計一千六百九十六億九千六十九万三千円となりました。

## 平成十七年度川越市一般会計補正予算(第四号)

原案可決

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ十四億四千三百万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八百七十四億六千九百四十八万八千円としたものです。

この補正の主な内容は、歳入については、歳出補正の確定に伴う財政調整基金繰入金等の減額分等を計上し、歳出については、事業の精算等に伴う減額分国の補正予算に併せ小・中学校の大規模改造事業を実施することに伴う増額分等を計上したものです。併せて、継続費の補正については、新清掃センター建設事業の総額及び平成十八年度以降の年割額を、月越小学校改

築事業は総額及び平成十八年度の年割額を、仮称高階地区公共施設建設事業は事業期間及び平成十七年度以降の年割額を、それぞれ変更したものです。また、繰越明許費については、民間保育所建設費補助事業ほか七事業について、年度内の事業の完了が見込まないため、明許繰越したものです。さらに、地方債の補正については、民間保育施設整備事業ほか一事業に係る地方債を追加し、南古谷駅バリアフリー化整備事業ほか十六事業について、起債対象事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更したものです。

## 平成十七年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)

原案可決

施設勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ一千九百五十八万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三億三百八十一万五千円とし、施設勘定と事業勘定を合わせた国民健康保険事業特別会計予算の総額は二百七十億一千四百二十二万二千円となりました。

## 平成十七年度川越市介護保険事業特別会計補正予算(第一号)

原案可決

歳入歳出予算の総額にそれぞれ二千三百八十七万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億九千四百六十六万八千円としたものです。

## 平成十七年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算(第三号)

原案可決

歳入歳出予算の総額からそれぞれ六百五十一万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億八千四百六十六万八千円としたものです。

## 平成十七年度川越市老人保健医療事業特別会計補正予算(第三号)

原案可決

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億六千六十八万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百六億五千四百七十七万

一千円としたものです。この補正の主な内容は、医療費の増加に伴う追加所要額を計上したものです。

## 平成十七年度川越市休日急患・小児夜間診療事業特別会計補正予算(第一号)

原案可決

歳入歳出予算の総額からそれぞれ七十七万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六千二百五十三万九千円としたものです。

## 平成十七年度川越市介護保険事業特別会計補正予算(第一号)

原案可決

この補正の主な内容は、精算に伴うものです。平成十七年度川越市介護保険事業特別会計補正予算(第一号)の補正の主な内容は、介護保険給付費準備基金への積立てに伴う追加所要額を計上したものです。

## 平成十七年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算(第三号)

原案可決

歳入歳出予算の総額からそれぞれ六百五十一万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億八千四百六十六万八千円としたものです。

## 平成十七年度川越市老人保健医療事業特別会計補正予算(第三号)

原案可決

この補正の主な内容は、精算に伴うものです。併せて、地方債の補正については、起債対

# 市議会臨時会から

## 専決処分承認

### 条例の一部改正の四件を審議

#### 正する条例を定めることについて

原案可決

平成十八年川越市議会第二回臨時会は、四月十三日開会され、議案四件を審議し、同日閉会いたしました。

#### 専決処分の承認を求めることについて

承認

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う「非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて」を四月一日に施行するため、議会を招集する

ことについて、三月三十一日に市長が専決処分したことに対して、議会の承認を求めたものです。

改正の内容は、非常勤消防団員、非常勤水防団員及び消防作業従事者等の補償基礎額を引き下げたものです。

#### 専決処分の承認を求めることについて

承認

川越市税条例の一部を改正する条例については、個人市民税

正する条例を定めることについて

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成十八年度及び平成十九年度の国民健康保険税について、平成十七年一月一日において年齢六十五歳以上であった公的年金等受給者の減額措置の判定にあたり総所得金額から控除する額を、平成十八年度は二十八万円、平成十九年度は二十二万円とし、所得割額の算定にあたり総所得金額から控除する額を、平成十八年度は十三万円、平成十九年度は七万円としたものです。また、条約適用利子等に係る利子所得等及び条約適用配当等に係る配当所得について、国民健康保険税の減額措置の判定基準及び所得割額の算定基礎である総所得金額に加える課税の特例を定め、平成十九年度から適用する

は、均等割及び所得割の非課税限度額の引き下げ、三段階に分かれていた所得割の累進税率の一律六％への改正、定率課税の廃止をし、固定資産税は、住宅耐震改修に伴う減額措置の創設をし、市たばこ税は、税率の引き上げ等の措置を講ずるとともに、それぞれの税目について、地方税法の改正に伴う規定の整備をしたものです。

川越市税条例の一部を改正する条例については、個人市民税

象事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更したものです。

平成十七年度川越市川越都市計画川越駅西口第二工区土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

原案可決

歳入歳出予算の総額からそれぞれ三千九百四十四万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三億三千三百五十九千円としたものです。

この補正の主な内容は、精算に伴うものです。併せて、地方債の補正については、起債対象事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更したものです。

平成十七年度川越市水道事業会計補正予算(第二号)

原案可決

収益的収入から一千七百万円を、収益的支出から六千七百一十一万三千円を、資本的収入から三億七千八百万円を、資本的支出から六億四千四百九十二万九千円をそれぞれ減額し、水道事業会計予算の総額を九十二億一千七十三万四千円としたものです。

この補正の主な内容は、諸事業の精算等に伴うものです。併せて、業務の予定量、継続費及び企業債の限度額を変更したものです。

平成十七年度川越市公共下水道事業会計補正予算(第二号)

原案可決

収益的収入から四千三百七十

二万円を、収益的支出から七千三百五十九万四千円を、資本的収入から六千二百万円を、資本的支出から九千四百万円をそれぞれ減額し、公共下水道事業会計予算の総額を百一億八千九

百十五万六千円としたものです。この補正の主な内容は、諸事業の精算等に伴うものです。併せて、業務の予定量、企業債の限度額及び他会計からの補助金を変更したものです。

平成十六年度決算十三件を認定

平成十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について

認定

平成十七年十一月三十日開会の市議会第五回定例会において、継続審査となっていた平成十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど十一決算及び、平成十六年度川越市水道事業会計決算認定について並びに

平成十六年度川越市公共下水道事業会計決算認定については、閉会中に付託された特別委員会三日間にわたり審査いたしました。今定例会第一日(二月十七日)にその審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、各決算は認定されました。

平成十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定については、閉会中に付託された特別委員会三日間にわたり審査いたしました。今定例会第一日(二月十七日)にその審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、各決算は認定されました。

山村健仁議員 逝去



市議会議員山村健仁氏は一月二十八日午前三時二十五分、病氣療養中のところ逝去されました。同氏は、昭和四十六年五月

に初当選し、八期三十年以上にわたり市議会議員を務めました。この間、文教常任委員会委員長、川越地区消防組合議会議長、農業委員会委員を歴任、川越市政の進展に尽力され、多くの功績を残されました。同氏の卓越した見識と豊富な経験は、本市の抱える課題を解決するために重要な役割を担ったものであっただけに、急逝されたことは、まことに痛恨の極みであります。心より、ご冥福をお祈り申し上げます。

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会は、平成十七年十一月三十日開会の市議会第五回定例会閉会后、継続審査となっていた付議事件について、二月二日に審査いたしました。今定例会第一日(二月二十七日)に、その審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、「継続審査」とすることに決定いたしました。

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会委員の選任について

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会委員に一人の欠員が生じたため、川越市議会委員会条例第八条第一項の規定により、次の議員が選任されました。

川口知子議員

町の区域を変更

町の区域を変更することについて(土地区画整理等)

原案可決

川越都市計画川越駅西口土地区画整理事業の換地処分等に伴い、住民の利便性の向上及び行政執行の合理化を図れることから、新宿町一丁目、旭町一丁目及び脇田本町の町の区域を変更しようとしたものです。変更に係る町ごとの面積は新宿町一丁目が変更前十八万一千八百三・〇四㎡に対し四千八百十九・六三㎡増加し、旭町一丁目が変更前十六万四千二百六十五・〇六㎡に対し二千五百六十七・二二㎡、脇田本町が変更前二十四万五千四百三十五・三五㎡に対し二千二百五十二・四一㎡それぞれ減少することとなります。効力の発生の時期は、平成十九年一月頃です。

固定資産評価審査委員会 委員

次の方を選任することに同意いたしました。

川越市大字笠幡 九百三十三番地

大室圭史

彩の国さいたま 人づくり広域連合

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

原案可決

平成十七年十月一日に新たな熊谷市が設置されたこと等、同日から平成十八年二月一日にかけて、十件の市町村合併が行われたことにより、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて協議するため、議会の議決を求めたものです。

農業委員会委員を推薦

農業委員会等に関する法律第十二条第二号の規定による選任委員の推薦について

農業委員会委員に欠員が生じたため、市議会推薦の農業委員会委員一人を選ぶため選挙した結果、次の議員が被推薦者として当選されました。

江田肇議員

# 人権擁護委員

次の方々を推薦することに同意いたしました。

(敬称略)

川越市大字笠幡

四千四十一番地一

發知 照子

川越市大字小堤

八百三十五番地一

宮根 茂

川越市今成一丁目四番地七

天野 利彦

## 議会運営委員会

二月二十四日付で議会運営委員会の松岡秀仁委員長から委員長の辞任願が提出されました。今定例会第一日(二月二十七日)に同委員会が開催され、委員長の辞任を許可した後、委員長を互選した結果、加藤 昇副委員長が委員長に当選されました。これに伴い、副委員長を互選した結果、稲浦敏雄委員が副委員長に当選されました。



## 市政に関する一般質問

今定例会では、五日間にわたる二十一名の議員から一般質問が行われました。発言者及び質問事項は次のとおりです。

- 小林 薫 議員
  - 一、子供一〇番について
  - 二、観光行政について
- 中原 秀久 議員
  - 一、仙波河岸史跡公園の位置づけと旧橋本家住宅の移築について
  - 二、ガス供給(家庭用)と温暖化防止対策について
- 岩崎 哲也 議員
  - 一、公園と児童遊園のありかたについて
  - 二、人事評価制度の導入について

- 倉嶋 美恵子 議員
  - 一、次世代育成支援対策の進捗具合について
  - 二、平成十五年包括外部監査報告と指定管理者制度への移行について
- 片野 広隆 議員
  - 一、川越市の業務委託について
  - 二、小野澤 康弘 議員
  - 三、ボランティア人材バンク制度について
- 山口 智也 議員
  - 一、国道一六号「鶴頭坂」交差点改良に関わる市の取り組みについて
  - 二、未成年者の禁煙対策と「たばこカード」について
  - 三、喜上 喜久蔵 議員
  - 四、認定農業者について
- 市民にとっての市役所窓口について
  - 一、松井 釜太郎 議員
  - 二、河川の浚渫と河川敷の運動公園について(その二)
  - 三、市道の建設(拡幅、補修を含む)について
  - 四、新井 金作 議員
  - 五、川越北環状線建設に関する諸問題について
  - 六、観光政策の取組について
  - 七、高橋 剛 議員
  - 八、地域防犯の現状について
  - 九、菊地 実 議員
  - 十、新清掃センター建設の経済性について
  - 十一、遺跡調査など文化財行政について
- 高橋 康博 議員
  - 一、公契約について
  - 二、市が関係する公益法人等について
  - 三、大野 慶治 議員
  - 四、インターネット公売について
  - 五、高齢者等困りごと支援策について
  - 六、川口 知子 議員
  - 七、四月からスタートする障害者自立支援法に関する諸問題について
  - 八、大東地域における諸問題について
  - 九、通学路の安全対策について
  - 十、旧道沿いの電柱撤去について
  - 十一、その他
  - 十二、佐藤 恵士 議員
  - 十三、医療制度「改革」関連法案が市と市民に与える影響について
  - 十四、市民聖苑やすらぎのさとに関する諸問題について
  - 十五、高階地域の諸問題について
  - 十六、江田 俊雄 議員
  - 十七、市町村合併について
  - 十八、清水 水京子 議員
  - 十九、日中観光交流年について
  - 二十、市立川越高等学校について
  - 二十一、乳幼児健診について
  - 二十二、中村 孝治 議員
  - 二十三、安全・安心・快適な街づくりについて
  - 二十四、公園整備について
  - 二十五、水辺環境の整備について
  - 二十六、その他
- 小ノ澤 哲也 議員
  - 一、少子化対策について
  - 二、不妊治療制度の期間延長について
  - 三、子育て窓口一本化について
  - 四、学校における「食育」の取り組みの推進について
  - 五、山木 綾子 議員
  - 六、子どもへのサービスについて
  - 七、アスベスト対策について

## 請願の審査結果

請願番号	件名	提出者	付託委員会	結果
請願第3号(平成16年6月提出)	池袋東口場外車券売場での公営競技主催計画の撤回に関する請願書	池袋東口場外車券売場設置反対連絡協議会代表 森 弘治	厚生	取下げ承了
請願第3号(平成17年12月提出)	「川越市平和都市づくり条例」の制定を求める請願書	「川越市平和都市づくり条例」を実現する会代表 大塚 八寿男 ほか13,039名	総務	不採択

## 議場コンサート

今定例会において、本会議の開会前に議場コンサートを開催しました。今回は、各種式典や諸行事に参加、演奏活動を行っている川越地区消防組合消防音楽隊の二十七名により、寺島尚彦作曲、横谷 基編曲の川越地区消防組合消防歌「虹のマーチ」ほか二曲の演奏が行われました。



議場コンサート